

## 深川市健全な森づくり推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、森林環境譲与税を活用し、計画的に植林された人工林において、適切な下刈り（保育施業）を行う森林所有者に対し、当該事業に要する経費に補助金を交付することにより、二酸化炭素の吸収能力が高い活力ある森づくりと森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とする。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、森林経営計画等に基づき行う下刈り事業とする。

### (事業主体及び補助対象者)

第3条 本事業の事業主体は、深川市内の森林において、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）に基づく森林環境保全直接支援事業により前条に規定する事業を行う森林所有者とする。ただし、大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当しないもの）は除くものとする。

2 本事業の補助対象者は、北空知森林組合とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者が事業主体に対し次の各号に定める補助を行った場合において、当該各号に定める額とし、補助対象者に予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 下刈り1回刈りに1ヘクタール当たり10,000円以上補助した場合 1ヘクタール当たり5,000円以内

(2) 下刈り2回刈りに1ヘクタール当たり20,000円以上補助した場合 1ヘクタール当たり10,000円以内

### (交付申請)

第5条 補助対象者が、補助金の交付を申請しようとするときは、深川市健全な森づくり推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画（実績）書（別記様式第2号）
- (2) 事業予算書（別記様式第3号）
- (3) 経費の配分調書（別記様式第4号）
- (4) 補助金等交付申請額算出調書（別記様式第5号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請書を受領したときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、深川市健全な森づくり推進事業補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

### (補助事業の内容変更等)

第7条 前条の交付決定の通知を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象経費の変更をしようとするときは、あらかじめ深川市健全な森づくり推進事業

補助金変更承認申請書（別記様式第7号）により、市長の承認を受けなければならない。  
ただし、補助対象経費の20パーセントを超えない増減の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、補助事業の内容変更を決定したときは、深川市健全な森づくり推進事業補助金変更承認書（別記様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、事業が完了したときは、深川市健全な森づくり推進事業補助金実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（1） 事業計画（実績）書（別記様式第2号）

（2） 事業精算書（別記様式第10号）

（3） 補助金等精算書（別記様式第11号）

（4） 経費の配分調書（別記様式第4号）

（5） その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、これを審査し、適正であると認めるときは補助金の額を確定するとともに、深川市健全な森づくり推進事業補助金交付額確定通知書（別記様式第12号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 交付決定者は、前条に規定する確定通知書により補助金の交付を受けようとするときは、深川市健全な森づくり推進事業補助金請求書（別記様式第13号）により、市長に提出するものとし、市長は、前条の規定により確定した額を交付決定者に交付するものとする。

（補助金の決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

（1） 補助金を他の用途に使用したとき。

（2） 補助金を受けることについて不正の行為があったとき。

（3） 補助金の交付の条件に違反したとき。

（関係書類の整備）

第12条 交付決定者は、補助事業等に係る関係書類及び帳簿等については、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。